

4月21日は

洞爺湖町議会議員選挙

の投票日です



■問合せ 洞爺湖町選挙管理委員会へ役場内V(☎74-3000)

今 回の洞爺湖町議会議員選挙から、議員定数は、14人から2人減少し、12人となっています。

投票時間・場所

投票時間は、7時から19時(一部の投票所は18時)までで、投票開始と終了1時間前にサイレンでお知らせします。投票所については、お住まいの地区によって異なりますので、投票入場券を確認するか選挙管理委員会に問い合わせください。

投票できる人

投票できる人は、洞爺湖町の選挙人名簿に登録されている人で、投票日現在、洞爺湖町に住所がある人です。

●選挙人名簿の登録

今回の選挙人名簿に登録さ

転入、転出、町内で異動した人

転入、転出、町内で異動した人は、平成13年4月22日までに生まれた人で、平成31年1月15日までに住民基本台帳に登録されている人です。

●最近転入した人

平成31年1月15日までに転入した人で引き続き洞爺湖町に住所のある人は投票できます。また、1月16日以降に転入した人は、投票ができません。

●最近転出した人

投票日まで転出した人は、投票ができません。ただし、4月17日から20日の間は、転出をする前に期日前投票をすることが出来ます。

●最近町内で住所を移した人

平成31年4月4日までに町内で移動した人は、新住所の

投票所で投票ができます。

投票入場券

投票所をお知らせする「投票入場券」のはがきは、4月13日から郵送します。もし、お手元に届かなかつたり、不明の点がありましたら町選挙管理委員会にお問い合わせください。なお、選挙人名簿に登録されている場合は、はがきを紛失した場合でも投票ができます。期日前投票または投票日当日、投票所の係員に申し出てください。

開票

■日 時 4月21日(日) 20時から

■場 所 洞爺湖町役場3階 防災研修ホール

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などにより、投票所で投票できない人は、次の期間に期日前投票ができます。

①洞爺湖町役場ロビー

■期 間 4月17日～4月20日
■時 間 8時30分～20時

不在者投票

病院や老人ホームなどに入所されている人や旅行などで町外に滞在している人は、不在者投票ができますので、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

■郵便等投票対象者

身体に重度の障がいがある人で、下の表に該当する人は、郵便による不在者投票ができますので、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

障がいなどの区分	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

■代理記載投票

上記の「郵便等投票対象者」のうち、自ら投票の記載をすることができない人の投票を、選挙権を有するほかの人が代理記載する制度で次の人が対象者です。

障がいなどの区分	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

選挙公報

■期 間 4月17日～20日
■時 間 9時から17時

②洞爺総合支所会議室

候補者の政見や経歴、写真など広く有権者に知らせ、選挙に対する関心を高めることを目的として選挙公報を発行します。

選挙公報の配布は、4月17日より、町内自治会を通じて

4月20日までに全世帯に配布するほか、主要な公共施設への配置や町ホームページへの掲載をすることとしています。また、もし、手元に届かない場合や急ぎの場合は、選挙管理委員会事務局まで連絡ください。